

ストリートダンスサークル「non-pits」規則

(名称)

第一条 当サークルの名称は non-pits とする。

(目的)

第二条 当サークルの目的は、ストリートダンスをとおして、人間力、コミュニケーション能力を養成すると同時にストリートダンスの普及の一助となることである。

(活動)

第三条 当サークルはサークルの目的を達成するために必要な活動を行う。
また、活動継続のためにサークル員の募集を行う。

(拠点)

第四条 当サークルは鳥取大学内に拠点をもち。

(会員)

第五条 会員とは、本学学生であり入会手続きを行ったものである。
入会手続きとは、当会の目的に賛同しかつ入会の意思のあるものが会員名簿に記載されることである。

第六条 当サークルは役職として以下の四つを置く。

- (1) サークル長
- (2) 副サークル長
- (3) 音響係り
- (4) コンピュータ係り

役職についての会員を役員と称する。

第七条 役員は11月一週の役員選出会で選出され、任期はその年の12月から翌年11月末までである。

(サークル長)

第八条 サークル長はサークルを統括し代表する。

(副サークル長)

第九条 副サークル長はサークル長の補佐、会長が不在のときその代行を行う。
また、金銭の出納を管理する。

(音響係り)

第十条 音響係りは音響機材の管理、曲の編集を行う。

(コンピュータ係り)

第十一条 コンピュータ係りは当サークルのウェブサイトの管理、スライドショーの作成を主導する。

(顧問)

第十二条 当サークルは、当サークルの目的に賛同する本学教員を顧問とする。

(役員選出会)

第十三条 十一月一週に現役員の司会のもと、新たな役員の選出を行う会議を設ける。

(サークル員の除名)

第十四条 サークル長は下記のサークル員に対して退会勧告を行うことができる。
(1) サークルの存続にかかわる行為を行う者
(2) サークル規定および役員決定を遵守できない者
(3) 他団体などに迷惑をかける行為を行う者

(運営)

第十五条 当サークルはサークル員から徴収される所定の月会費、または臨時で徴収する会費で運営される。

(月会費)

第十六条 月会費は毎月の最初の練習日の際に副サークル長に納金する。

(臨時徴収)

第十七条 特に必要を要する場合、役員全員の意見一致によりすべてのサークル員から臨時徴収を行う場合がある。

(付則)

第十八条 当規則は、2014年3月1日から施行する。